

審議の進め方等について

【1. 審議会の所掌事項（伊達市男女共同参画推進条例第12条）】

- (1) 基本計画に関する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

【2. 当面の作業内容】

伊達市男女共同参画プランの改定案を審議し、市長に提出する。

【3. 変更点】

当初→平成28年度中に改定案をまとめる。

変更後→平成28年度から審議を始め、平成29年度中に改定案をまとめる。

【4. スケジュール及び各回の内容】

	開催時期	内容
H28 第1回	H29. 2月21日	○委嘱状交付 ○委員長・副委員長の選出 ○男女共同参画の動向及び伊達市の状況について ○プラン改定案についての意見聴取 ○その他
H29 第1回	H29. 5月上旬	○改定案(修正版)の内容審議
H29 第2回	H29. 6月上旬	○改定案(再修正版)の内容審議
H29 第3回	H29. 7月上旬	○改定案最終調整
—	H29. 9月上旬	○パブリックコメント
—	H29. 9月下旬	○改定版策定

【5. 審議の進め方】

- (1) 会議は1回あたり1時間30分程度と想定。資料を各委員に事前に送付。これを基に当日、意見を伺いながら審議する。
- (2) 事務局は会議録を作成し、毎回、冒頭に前回会議の振り返りを行う。
- (3) 庁内組織である伊達市男女共同参画推進庁内委員会を随時開催し、審議会の内容を共有。

【6. その他】

- (1) 審議の公開について
委員氏名、発言内容、写真等を会議録としてまとめ、ホームページ等で公開する場合がある。
- (2) 任期途中の交代について
年度が変わり役員改選により人員が変わる場合は、後任者に引継ぎを行っていただく。後任者の任期は前任者の残任期間とする。
なお、後任者には新年度新たに委嘱状を交付するとともに、昨年度の振り返りとして事務局から説明をしっかりと行う。